

毎年の税条例改正、この資料でラクラク進む！

税条例改正参考資料 令和3年度

弊社例規システムをご利用の方を対象に、毎年3月に公布される地方税法の一部改正に合わせた改正例の参考情報を「税条例改正参考資料」としてお届けしています。 **ご好評につき、待望の商品化!!**

こんなお悩みございませんか…？

- 総務省から届く改正例が縦書きで読みづらい。
- 税条例を改正する際の参考となる資料が欲しい。
- わたしたちの自治体では、6月議会にまとめて議案を上程する方針となった。3月と4月の改正をどう合体させればよいのだろう。



本商品をご利用いただくことで解決いたします！

- 「総務省税条例改正例」横書き対応版があるので読みやすい。
- 施行日や未施行部分の確認において参考になった。年度をまたぐ改正が難しかったが、この資料の改正見え消しが非常に役立った。
- 3月改正と4月改正の2案を6月議会用に合体する例も提供してもらえたので、様々なパターンに対応した情報のおかげで解決した。



サービス概要

1 「総務省税条例改正例」をもとに、下記資料をご提供します！

- 総務省税条例改正例施行日記入版
- 「総務省税条例改正例」横書き対応版
- 改正議案例・新旧対照表例（4月1日施行専決分とそれ以外の二つの議案に分ける例）
- わがまち特例の割合及び法改正の一覧表
- 税条例の施行日・地方税法関係条項・改正概要の一覧表 他参考資料

2 同一年度内に複数の改正例が出た場合は、その都度、資料をご提供します！追加料金は一切頂きません。

3 本資料には、税条例のほか、都市計画法税条例、国民健康保険税条例、固定資産評価審査委員会条例の改正を含みます。

約40のファイル（docx、html、pdf）が入ったzipフォルダを、メールに添付する形でご提供となります。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

「わがまち特例」の改正内容と参酌値

該当箇所と割合を色分けして記載！

資料No. 63 税条例附則第10条の2「わがまち特例」の令和2年度の改正内容と参酌値

令和2年4月7日
第一法規サポートデスク

■附則第10条の2「わがまち特例」の令和2年度の改正内容と参酌値

改正後	改正前	根拠等
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	
第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	2分の1 を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内
2 法附則第15条第2項第5号 に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3 とする。	2 法附則第15条第2項第2号 に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	
3 法附則第15条第8項 に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3 とする。	3 法附則第15条第2項第6号 に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3 とする。	4分の3 を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内
4 法附則第15条第19項 に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の3 （都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 ）とする。	4 法附則第15条第8項 に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3 とする。	4分の3 を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内
5 法附則第15条第26項 に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	5 法附則第15条第19項 に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の3 （都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 ）とする。	・1つ目は、 5分の3 を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲内 ・2つ目は、 2分の1 を参酌して5分の2以上5分の3以下の範囲内
6 法附則第15条第27項第1号 に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2 とする。	6 法附則第15条第29項 に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	2分の1 を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内
	7 法附則第15条第29項第1号 に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2 とする。	3分の2 を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内

税条例改正規定施行日一覧

条ごとに改正の概要や施行日が一目で分かる！

資料 No. 62

令和2年6月11日
第一法規サポートデスク作成

令和2年3月税条例改正規定施行日一覧

市（町・村）税条例（例）等の一部を改正する条例（例）（令和2年総税市第16号）

本・附則	税条例改正条	改正規定（又は附則の規定）	地方税法関連条項	税条例改正の概要	施行日
第1条	第24条 〔個人の市（町・村） 民税の非課税の範囲〕	第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。	法第295条①	○法律改正にあわせて改正 ※非課税措置について、「寡夫」を婚姻歴や性別にかかわらず「ひとり親」に改正 【全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」の解消】 【このひとり親の見直しにより、平成31年3月総税市第13号の「第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。」（令和3年1月1日施行）改正が、この条項の改正と並び進められています。】	令3.1.1
	（市町村民税に関する用語の意義） 第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。 イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。 ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。 【市町村民税に関する用語に、「ひとり親」が追加され、「寡夫」と「単身児童扶養者」が削られました。】				

専用申込書

TEL 0120-203-694 電話受付時間／9:00～17:30（土・日・祝日を除く）

FAX 0120-202-982

税条例改正参考資料 令和3年度

[074054]

定価9,900円（本体9,000円）

※メールでの納品となりますので誤りの無いよう、zipファイルを確実に受信できるアドレスを記載ください。
※消費税は申込日時の適用税率に依ります。

お申込み日 年 月 日

ご住所 〒

機関名

部署名

☐ 公用
☐ 私用

フリガナ
ご氏名

様 ④

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php>）かフリーダイヤルにてご連絡ください。

フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

税条例参考3 (074054) 2020.10 SE